

雰囲気制御(CA)区画に隣接する区画の警報装置に関する事項

改正要領

冷蔵設備規則検査要領

改正事項

雰囲気制御(CA)区画に隣接する区画の警報装置に関する事項

改正理由

現行の冷蔵設備規則検査要領附属書においては、雰囲気制御(CA)区画に隣接する区画に対し、乗組員の安全性確保の観点から、CA 装置の損傷等により隣接区画へ窒素が漏洩、侵入したことを検知するための固定式の酸素濃度監視警報装置が要求されている。

しかしながら、当該区画のうち通常乗組員が作業を行わない場所においては、持ち運び式の酸素濃度検知器を用いることにより十分な安全性の確認ができると考えられることから、CA 区画との隔壁に、電線、管、トランク、ダクト等の貫通部を持たないことを条件に、当該装置の設置を省略して差し支えない旨、関連規定を改めた。

改正内容

CA 区画に隣接する区画に対し、酸素濃度監視警報装置の設置を省略するための要件を追加した。